

環境まちづくり委員会 送付5-27

外神田一丁目南部地区再開発について丁寧な手続きを求める陳情

受付年月日 令和5年6月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年6月30日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

外神田一丁目南部地区再開発について丁寧な手続きを求める陳情

陳情者：住所

氏名

連絡先



外神田一丁目南部地区のまちづくりの手続きに関して、次のとおり陳情します。

本年4月までの前・環境まちづくり特別委員会におかれましては、本件再開発計画について様々ご審議頂き感謝申し上げます。引き続き、新しい環境まちづくり委員会においても、公正公平で透明な手順手続きをするよう執行機関に対し確認と働きかけをお願い申し上げます。

前・特別委員会では、本年3月3日に3つの委員会集約がなされました。しかし、委員会が機能していなかった期間での行政による都市計画法に基づく17条縦覧の手続き強行には驚きを隠せません。公聴会で行政の素案についてさまざまな意見が出たにもかかわらず、素案から全く変更のない都市計画案で17条縦覧が行われました。これは都市計画法の手続きを形骸化させるものであり、多くの区民、権利者、関係者は区行政へ不信感を増長させてしまいます。

氏名・住所・連絡先などの個人情報をも明記した都市計画法に基づく意見は一つ一つが重大な判断で出されたものです。区行政は、これらを簡単に「反映済み」「反映しない」「都市計画と関係なし」の3つに分類し、委員会集約があることを知りながら委員会への事前の説明を敢えて行わず、何一つ意見を案に反映することなく手続きを進めました。このような進め方は、区民や関係者等をあまりにも軽視したものです。17条縦覧で寄せられた区民や関係者等の意見についても実質的に検討されることなく、このまま都市計画審議会に諮問されることを強く危惧しています。

また、区有施設や区道を含んだこの計画は地権者のみならず、区民や就業者、関係者に十分慎重な同意を得る必要があります。ことさら地権者の同意が事業決定に必要な最低限の3分の2に満たない状況で見通しが立たないものを区行政が拙速に進めてしまうことにも大きな問題があります。事業の見通しが立っていない状況で都市計画決定を強行することは、千代田区の将来のためにもどうかおやめください。

万が一にも区行政が形式的な手続きで委員会への丁寧な説明、議論もなく、次の都市計画審議会へ諮問するようなことがないよう、よろしくお願い申し上げます。

以上